

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の内容

- (1) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新規制定に伴い、本条例の適用対象職員から会計年度任用職員を除外する。(第1条)
- (2) 臨時的に任用される職員には、昇給に係る規定を適用しない旨を定める。(第21条)
- (3) 任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める給与を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に基づき臨時的に任用される職員(常時勤務を要するものを除く。)の給与とする。(第22条)
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正により成年被後見人等の欠格条項が削除されたことに伴い、規定を整備する。(第26条、第26条の2及び第27条)

2 新旧対照表

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和34年7月文京区条例第29号)

改正後(案)	現行
(目的) 第一条 (略) 2 <u>次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</u> 一 <u>教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に定める教育公務員(文京区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。)</u> 二 <u>地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(教育公務員特例法第二条第一項に定める教育公務員のうち、文京区立幼稚園、小学校、中学校、義務教</u>	(目的) 第一条 (略) 2 <u>教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に定める教育公務員(文京区立幼稚園の園長及び教員に限る。)</u> の給与に関する事項は、別に条例で定める。

育学校及び特別支援学校の講師を含む。

第二条から第五条まで (略)

(初任給及び昇格昇給等の基準)

第六条 (略)

2から7まで (略)

8 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

9 (略)

第六条の二から第二十条の二まで (略)

(超過勤務手当等に関する規定の適用除外)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第六条第二項から第六項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

(育児休業に伴う臨時的任用職員の給与)

第二十二条 育児休業法第六条第一項の規定により臨時的に任用される職員(常時勤務を要する者を除く。)の給与は、任命権者が、職員の給与との権衡を考慮し予算の範囲内で、人事委員会の承認を得て定める。

2 (略)

第二条から第五条まで (略)

(初任給及び昇格昇給等の基準)

第六条 (略)

2から7まで (略)

8 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

9 (略)

第六条の二から第二十条の二まで (略)

(超過勤務手当等に関する規定の適用除外)

第二十一条 (略)

2 (略)

(臨時職員の給与)

第二十二条 臨時的に任用される職員の給与は、任命権者が、職員の給与との権衡を考慮し予算の範囲内で、人事委員会の承認を得て定める。

2 (略)

第二十三条から第二十五条の二まで (略)

(期末手当)

第二十六条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十六条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第二十六条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2から5まで (略)

第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 (略)

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により失職した職員

三及び四 (略)

第二十六条の三 (略)

第二十三条から第二十五条の二まで (略)

(期末手当)

第二十六条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十六条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第二十六条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2から5まで (略)

第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 (略)

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により失職した職員（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）

三及び四 (略)

第二十六条の三 (略)

<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十七条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>第二十八条から第二十九条まで (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十七条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、<u>若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>第二十八条から第二十九条まで (略)</p>
--	---

(2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年 3 月文京区条例第 6 号）

改正後（案）	現行
付 則	付 則
1 から 9 まで (略)	1 から 9 まで (略)
10 (略)	10 (略)
一 (略)	一 (略)
二 <u>令和元年度から令和五年度まで</u> 一 万三千円	二 <u>平成三十一年度から平成三十五年度</u> <u>まで</u> 一万三千円

(3) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、職員の給与に関する条例第 26 条第 1 項、第 26 条の 2 第 2 号及び第 27 条第 1 項の改正規定は令和元年 12 月 14 日から、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正規定は公布の日から施行する。